

豊明市商工会加入承認基準

(目的)

第1条 この基準は、商工会法第14条及び豊明市商工会（以下「商工会」という）定款第10条の定めに従い、商工会の健全且つ円滑な運営を図るため、理事会における会員加入審査の加入承認基準等を定めることを目的とする。

(手続)

第2条 理事会は、付議された案件につき、必要があるときは商工会役職員に対し加入希望者に関する風評等の情報を収集させ、関係先に照会を行う等当該加入希望者の実態を確認したうえで総合的に加入の諾否を決定するものとする。

2 商工会は前項の手続きを行う上で、加入希望者に対し事前に誓約書（別紙）を徴求することができる。

(機密保持)

第3条 理事会における加入諾否の審査の経過・内容及び加入の諾否の理由等は非公開とする。

2 理事会において配布された資料は、全て商工会事務所において保管し非公開とする。

(承認基準)

第4条 理事会は、下記の者の加入を拒否することができる。

- (1) 反社会的行動がある団体の構成員とその関係者、又はその構成員であった者で暴力的不法行為を為す虞があると認められる者
- (2) 公序良俗に反する行為を為す虞があると認められる者
- (3) 第1号の者と関係にあると認められる者
- (4) 商工会並びに商工会役職員に関し、誹謗・中傷行為をした者
- (5) その他商工会会員として相応しくないと認められる者

(加入承認の取消し等)

第5条 商工会は、理事会において加入の承認を得た者が次の事項に該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 商工会の運営に著しく支障をきたす虞があったとき。
- (2) 前条各号の基準に該当することが判明したとき。
- (3) 加入申請に偽りがあったとき。

2 商工会は、前項の規定により加入承認取消しをした場合において、当該取消しに係る損害賠償の責を負わないものとする。

(基準外の規定)

第6条 この基準に定めのない事項については、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(実施の時期)

この基準は、平成29年9月27日から実施する。

誓 約 書

※
このたびが貴商工会へ加入申込みするにあたり、貴会の趣旨に賛同することはもとより、貴会加入基準の目的をよく理解し、（同法人の代表者である私は、）下記のことを誓約します。

記

私（及び私が代表者である同法人）は、貴商工会加入基準第4条に規定する拒否項目並びに第5条に規定する取消し項目には該当いたしません。

前記各条項に規定する項目に至った場合、拒否あるいは取消しの処分を受けても何ら異議申立てをしません。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

豊明市商工会長 様

※ 加入者が個人の場合、本文と記述の「カッコ書き」は抹消するものとする。

豊 明 市 商 工 会 加 入 承 認 基 準 抜 粋

（承認基準）

第4条 理事会は、下記の者の加入を拒否することができる。

- （1）反社会的行動がある団体の構成員とその関係者、又はその構成員であった者で暴力的不法行為を為す虞があると認められる者
- （2）公序良俗に反する行為を為す虞があると認められる者
- （3）第1号の者と関係にあると認められる者
- （4）商工会並びに商工会役職員に関し、誹謗・中傷行為をした者
- （5）その他商工会会員として相応しくないと認められる者

（加入承認の取消し等）

第5条 商工会は、理事会において加入の承認を得た者が次の事項に該当するときは、承認を取り消すことができる。

- （1）商工会の運営に著しく支障をきたす虞があったとき。
- （2）前条各号の基準に該当することが判明したとき。
- （3）加入申請に偽りがあったとき。

2 商工会は、前項の規定により加入承認取消しをした場合において、当該取消しに係る損害賠償の責を負わないものとする。